

中央教育審議会教育制度分科会・意見陳述

一般社団法人 全国社会教育委員連合
会長 大橋 謙策

【提言1】 『社会教育は学校教育の母胎であり、高齢社会の切り札』

- ① 日本は世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでおり、かつ国際化も今後益々進む。そのような社会状況の中で、社会教育の重要性を改めて認識するとともに、社会教育と学校教育との関わりも改めて見直されるべきである。

(地域で支える子育て機能の社会化)

- ② 学校教育は、家庭や地域における日常生活の中で、知らず知らずのうちに体験したり、見聞きしたり、人と交流する中で「無意識的に形成」される営みが豊かにあってはじめて、意図的、組織的営みである学校教育は成り立つ。学校教育を豊かなものにするためにも、地域での社会教育の振興が不可欠である。

中でも家庭教育に期待することは重要であるが、虐待やいじめ問題をみても、家庭教育に過度の期待をすることは危険であり、地域において高齢者や若者や子ども達が交流する機会を増やす等の地域施策を展開する中で、子どもの教育、学校教育を支えて行く必要がある。ある意味で、学校教育、おとなへの社会教育の行政とも異なる「第3の地域教育行政」を確立する時期になっている。

(「人生90年代時代における輝ける「第3の」人生」)

- ③ 他方、日本の寿命は延び、60歳定年後の「第3の人生」、とりわけ65歳の人の平均余命が男性18.13歳、女性23.19歳（平成17年現在）である。高齢化で大きな問題となる要介護問題も74歳までの前期高齢者の要介護出現率は4.4%であり、75歳～84歳で22.7%、85～89歳で56.6%、90歳以上で84.7%（世田谷区、平成25年3月現在）という状況を考えると、「人生90年代」時代において、前期高齢者は固より84歳までの「第3の人生」をどう過ごして頂くか、社会教育はもっと精力的にこの課題に取り組む必要がある。

国際成人力調査では、OECDの平均値に比べ成人の読解力や数的思考力は高いとはいうものの、ITを活用した問題解決能力は平均値より低い。また、高齢者の学習活動体験率では未だイギリスやスウェーデンに比べ低い。

“実際生活に即する文化的教養を高める”という社会教育法の趣旨から言えば、成年後見制度や介護保険制度の新しい考え方、知識の習得は欠かせないし、新たな情報機器の活用の方等の習得も欠かせない。社会教育行政の振興なくして高齢化社会は乗り切れない。

- ④ 65歳以上の高齢者の体力テストは向上してきており、今後とも高齢者の体力向上、社会参加活動の促進が求められる。

労働力人口の減少が叫ばれる中、元気な高齢者の能力を活かした新しいコミュニティビジネス、ソーシャルエンタープライズなどの社会的起業の振興も期待される。

そのためにも、元気な高齢者の新たな可能性にチャレンジする機会を提供する社会教育行政の役割は大きい。

(市町村主権時代におけるネットワーク型社会システムと自立と連帯の地域コミュニティづくり)

- ⑤ 産業構造の変容に伴い、地域における人口構成は大きく歪んでおり、全国的に見ると高齢化の進んだ地域では生活機能を維持することも容易でない「限界集落」が増えてきている。そのような地域では、全ての住民が参加しての、自らの生活を維持していくための、いわば「全村学校」ともいえる取り組みが不可欠になってきているし、その活動をコーディネートしてくれる人材が欠かせない。

いまや、都市部に顕著に見られるように、従来の血縁、地縁に頼ることなく、「志縁」、「知縁」ともいえる新しい地域の支え合いができる地域コミュニティづくりが「限界集落」のみならず、全国で求められている。

そのためにも社会教育主事やコミュニティソーシャルワーカーと呼ばれる人を中軸として、全ての行政部局を巻き込んだネットワーク型社会教育行政を展開せざるを得ない。

【提言2】 「社会教育委員会議の義務設置と社会教育主事の必置化」

- ① 社会教育委員会議の設置は、“規制緩和”の流れの中で、他の審議会機能があればそれに代替させることができ、必ずしも設置しないが良いようになった。しかしながら、これは社会教育委員会議の“社会教育関係団体への補助金の審査”に関わる事に主に着目した論議であり、上述したような今日的に必要とされている市町村の振興、地域コミュニティづくりから見た社会教育行政の重要性に必ずしも着目していない。

地方分権、住民と行政の協働、規制緩和という現在の流れから考えると一見妥当のように見えるが、今日の危機的ともいえる少子高齢社会の課題を解決するためには、今少し国がリーダーシップをとって市町村の社会教育行政の振興策を図るべきである。そのことは決して市町村の主権、主体性をないがしろにすることではなく、社会教育行政振興のシステムづくりと考える必要がある。

その上で、社会教育委員会議が活性化されているかどうかという論議は市町村ごとに大いに論議される必要がある。

- ② 市町村の社会教育行政の振興には、市町村の地域属性に照らして、「社会教育振興計画」が策定されるべきである。社会福祉行政部局において、多様な計画化が進められているが、同じように市町村の社会教育振興のための計画が他の首長部局と連携して策定される必要がある。
- ③ 更には、市町村の社会教育行政の振興において、住民と行政との協働を進めていくためにも、その両者の媒介の役割を担い、首長部局の政策課題なり、地域の解決すべき課題について、住民の学習、関係者の学習、資料づくりを促進するための学習援助者、学習のファシリテーター、学習内容編成者としての社会教育主事の役割は大きい。現在の社会教育主事の養成、任用の在り方も含めて見直しをした上で、市町村に配置する必要がある。
- ④ これらの社会教育行政の振興を図るためには、公民館は指定管理者制度に馴染まず、公民館活動のPDCAサイクルに基づく評価を社会教育委員会議が行うことなどを前提として、市町村直営にする必要がある。